

やさしいたからづか推進計画(第2期)(案)  
に係るパブリック・コメントの実施結果について(報告)

「やさしいたからづか推進計画」(第2期)の策定にあたり、令和6年(2024年)1月10日の都市経営会議を経て、パブリック・コメントによる意見募集を実施しました。

実施結果は下記のとおりであり、パブリック・コメントの結果を踏まえ、計画(案)に修正を行い、同計画を策定します。

記

1 パブリック・コメントの実施結果

- (1) 募集期間：令和6年(2024年)1月29日(月)から  
令和6年(2024年)2月29日(木)まで
- (2) 意見提出者数：2人
- (3) 提出意見数：4件
- (4) 実施の経過
  - 1月10日 都市経営会議へ付議
  - 1月22日 議会へ計画案の説明
  - 1月29日 パブリック・コメントの意見募集の開始
  - 2月29日 パブリック・コメントの意見募集の終了
- (5) 添付資料
  - ・意見と市の考え方の公表について
  - ・パブリック・コメント結果一覧表
  - ・やさしいたからづか推進計画(第2期)の概要

2 計画の策定について

別添概要版のとおり

## やさしいたからづか推進計画(第2期)(案) についての意見と市の考え方の公表について

宝塚市では、「やさしいたからづか推進計画(第2期)(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集(パブリック・コメント手続)を実施しました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間 ※募集期間は終了しました。

令和6年(2024年)1月29日(月)から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

2 意見の募集内容(概要)

やさしいたからづか推進計画(第2期)(案)は、自殺対策基本法(平成28年(2016年)4月1日改正施行)及び自殺総合対策大綱(令和4年(2022年)10月14日改定)等を踏まえたものであり、自殺対策基本法第13条に基づく「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

やさしいたからづか推進計画(第2期)(案)策定の趣旨や内容等について広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行いました。

3 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見提出者数 2人

(内訳) 持参 0人

郵送 0人

ファクシミリ 2人

電子メール 0人

(2) 提出意見数 4件

(3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果

(内訳) 計画案に反映した意見 1件

計画案に反映しなかった意見 3件

その他 0件

詳細は、別紙「やさしいたからづか推進計画（第2期）（案）」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表のとおり

#### 4 実施結果の公表方法

パブリック・コメントの実施結果及び意見を反映した計画書の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

- ・健康福祉部 福祉推進室 障碍(がい)福祉課のページ
- ・トップページから「やさしいたからづか推進計画(第2期)」で検索するか、または検索用 ID「1055947」を入力し検索することもできます。

二次元コード  
(作成予定)



②市の窓口

- ・市役所障碍(がい)福祉課、市民相談課、各公民館、各図書館、各人権文化センター、男女共同参画センター、フレミラ宝塚、各サービスセンター・サービスステーション及び市総合福祉センターで公表しています。

#### 5 公表期間

令和6年(2024年)5月1日(水)から5月30日(木)まで

#### 6 お問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)

健康福祉部 福祉推進室 障碍(がい)福祉課

電話番号 0797-77-2077

ファクシミリ 0797-72-8086

電子メールアドレス m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

(別紙)「やさしいたからづか推進計画」(第2期)(案)に対するパブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 令和6年(2024年)1月29日(月)～2月29日(木)  
 ・提出意見件数 4件

※ ご意見ありがとうございます。

No.	項目	ページ	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
1	特定の部分に関すること	40	20	重点施策1 子供・若者への支援の推進について 20歳代以下の自殺者数の割合は、令和元年以降右肩上がりであり、「子供若者への支援の推進」は7つの重点施策の中でも、特に取り組みが必要な重要な課題であると思います。 市立小学校3年生を対象に、CAP子どもへの暴力防止プログラムを実施していますが、3年生1回のみの実施でしょうか。他の学年において「SOSの出し方」に関する教育はされていますか。 また、児童生徒の自殺の原因・動機としてうつ病などの精神疾患も多くなっており、「心の健康」について学ぶ機会も必要だと思えます。成長とともに不安や悩みは変化しますので、全学年を通じて、系統的な取組みが必要だと考えますが、今後、具体的にどのように取り組んでいかれますか	【今後の取組の参考にします】 子ども・若者の自殺対策については、教育・福祉・療育など様々な分野のスタッフが関わり、児童が発するSOSのサインに適切に対応できるよう心がけています。 CAPの実施については、小学校3年生で1回のみの実施となっていますが、市立全校の全学年において、学期に最低1回、いじめに関するアンケートを実施しており、アンケート後、全児童生徒との面談を実施しています。また、いじめに関するアンケートを実施する際、何か悩んでいることや気になることがあるときは、相談しやすい大人に相談するように子どもたちに伝え、手紙を渡しています。その手紙には相談先の電話番号や二次元コードを載せており、いつでもSOSを発信できるようにしています。 また、市立全校では全学年を対象に「こころとからだのアンケート」と併せて、心理教育および全員面談を1学期の早い時期に毎年実施しています。心理教育は、各学年や各校の実情に沿って、担任やスクールカウンセラーなどが実施しています。心理教育を通じて、感情には良い悪いはなく全ての感情があつて良いこと、負の感情は自分で軽減させることができること(リラクゼーション体験)、負の感情を軽減するには人に相談することも効果があることを学ぶ機会としており、今後も継続して取り組んでまいります。	
2	"	-	-	SNS対策 昨今、SNSにまつわるトラブルが身近になったと感じています。誹謗中傷など、SNSのトラブルや悩みを抱える方は、どこに相談したらよいでしょうか。気軽に相談でき、開示請求や訴訟などを希望したときに専門家へ繋いでもらえる窓口があったら良いと思いました。	【計画に反映します】 兵庫県人権啓発協会がインターネット上の誹謗中傷や差別等で悩んでいる方に対して、弁護士と専門職員(サポートチーム)による解決に向けた相談窓口を開設していることからP73の相談窓口一覧に追記し、必要に応じて案内していくこととします。 本市においても市民を対象として、弁護士による法律相談を実施しております。市民の皆さんが、問題の解決が行えるよう相談できる機会を設けており、今後も継続していきます。	P73相談窓口一覧 人権の欄に以下の内容を追記し、修正します。 インターネット上の誹謗中傷や差別等でお悩みの方へ弁護士と専門職員(サポートチーム)による相談窓口 Tel:078-891-7877 実施曜日:毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 実施時間:9時～17時 (弁護士相談は毎週木曜日15時～17時) その他:面談も可能(要予約)
3	"	51	28	重点施策3 勤務・経営問題に関して パワハラや労働問題への取り組みも重要な課題と感じています。企業や労働基準監督署等、関係機関との連携も必要ではないでしょうか。労働問題相談を実施されていますが、今後、働く世代の自殺予防の推進に向けて、どのように取り組んでいかれますか。	【今後の取組の参考にします】 「有職者」と「無職者」の自殺者の割合は、毎年、無職者の割合の方が多くなっていますが、パワーハラスメントが社会問題になるなど、無職者だけでなく、有職者への支援も重要であると考えております。 本市においては、引き続き労働問題相談を実施するとともに、P51にあるとおり、兵庫労働局や西宮労働基準監督署が実施している総合労働相談コーナーを案内します。また、商工勤労課にも自殺対策のパンフレットを配架するなど、各種相談先に繋がるように促していきます。	
4	"	29	6	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成に関連して 支援者自身がセルフケアし、ラインケアできる体制づくりが大切かと思えます。現在はどのような取り組みをされておられますか。 また、自殺対策は多岐にわたることから、コーディネーターの役割を担える人材の配置とともに、一人に負荷が集中しすぎないよう、持続可能な体制であることが大切と考えます。 今後、障害福祉課への保健師の配置や専門職の複数配置等、より良い体制についてご検討いただけないでしょうか	【今後の取組の参考にします】 P30記載の自殺対策従事者研修において、セルフケアや組織的な対応について、学ぶ機会を設けており、今後も継続して取り組んでまいります。 自殺対策推進におけるコーディネーターや担当課の職員体制についてはP69にあるとおり引き続き検討してまいります。	

やさしいたからづか  
推進計画（第2期）（案）  
【概要版】

～宝塚市自殺対策計画～

令和6年（2024年）3月

宝塚市

## 目次

1	計画策定の趣旨（目的） .....	1
2	計画の位置づけ .....	2
3	計画の期間 .....	2
4	計画の目標（数値目標） .....	2
5	自殺の現状 .....	3
6	第1期計画の総括.....	9
7	基本方針 .....	10
8	施策体系 .....	11
9	基本施策 .....	11
10	重点施策.....	12
11	自殺対策の推進体制等 .....	14
12	資料.....	17

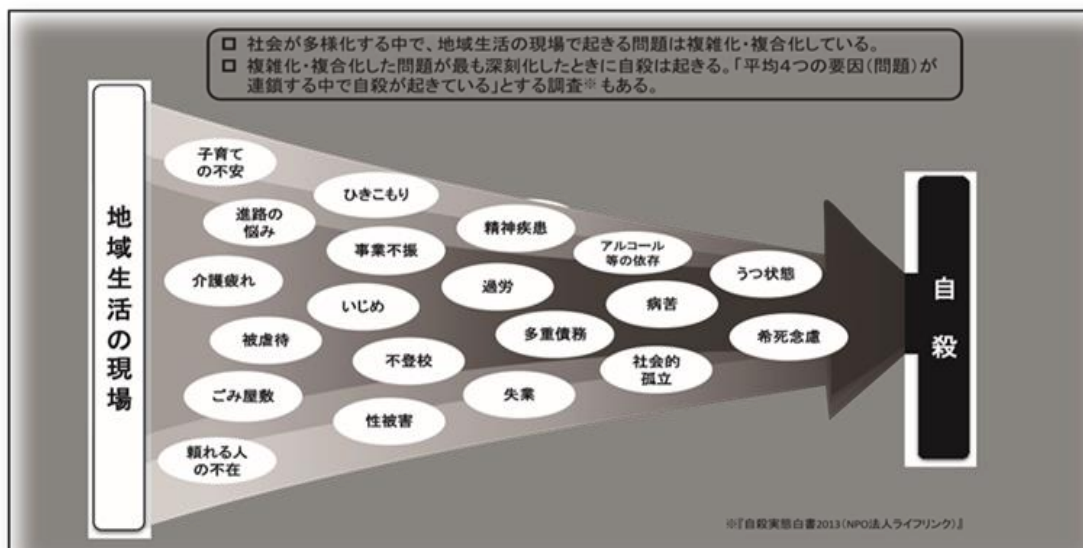
# 1 計画策定の趣旨（目的）

この「やさしいたからづか推進計画」は、本市が行政機関をはじめとする支援機関とともに、自死で亡くなる方が少しでも減るように「どのような取組を行うのか」ということや、自殺対策を推進するための方針等について、総合的に提示するものです。

平成18年（2006年）10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が総合的に推進された結果、全国的な自殺者数の年次推移は減少傾向にありましたが、令和2年（2020年）以降再び増加傾向に転じ、全国の自死で亡くなる方は毎年2万人を超えている状況です。

自殺対策の方向性は、厚生労働省が策定した「自殺総合対策大綱」により示されていますが、その中で、地方自治体は「身近な行政主体」として自殺対策を推進するものとされています。自殺総合対策大綱では、自殺に至る心理について『様々な悩み』が原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥っている」と示されているため、「身近な行政主体」が「悩みを抱えている方を支援する」ための取組を行い、自殺対策を推進することが重要です。

この計画を策定し、自殺対策を総合的に提示することは、「行政機関をはじめとする支援機関の職員が『自殺対策の取組を行っている』という自覚を持つこと」や「市民に対して広く自殺対策の取組を周知すること」につながると考えています。



（自殺の危機経路イメージ図：出典『自殺実態白書 2013（NPO法人ライフリンク発行）』）

## 2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法（平成 28 年（2016 年）4 月 1 日改正施行）及び国の自殺総合対策大綱（令和 4 年（2022 年）10 月 14 日改定）等を踏まえたものであり、自殺対策基本法第 13 条に基づく「市町村自殺対策計画」に位置づけます。

なお、宝塚市総合計画、宝塚市地域福祉計画、及び健康たからづか 21 との調和の保たれたものとしします。

## 3 計画の期間

本計画の推進期間は令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間とし、「自殺総合対策大綱」の見直しが「概ね 5 年を目途に行う」とされていることから、その見直し内容を踏まえて概ね 5 年ごとに改定することとします。

## 4 計画の目標（数値目標）

自殺対策基本法で示されているとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現が目標ですが、第 1 期計画策定時の目標としては「自殺総合対策大綱」や「兵庫県自殺対策計画」の数値目標と同様に、令和元年度（2019 年度）から今後 10 年間で自殺死亡率（人口 10 万人対）を 30%以上減少させることとなっており、現在 5 年が経過したところです。

（計画策定時の本市の自殺死亡率は平成 29 年（2017 年）の 16.22 となっており、それを 30%減少させた 11.35 を目標とします。これを平成 29 年（2017 年）の本市の人口で換算すると、目標とする自殺者減少数は 12 人（年間 26 人以下）となります。）

なお、5 年後の計画見直し時に数値目標が未達成の場合には、現状や原因の分析を行い、計画内容に反映させることとしていました。令和 4 年（2022 年）の自殺者数は 24 人となっており、数値目標は達成したと言えますが、今後も、自死で亡くなる方が少しでも減少するよう自殺対策の取組は継続して行います。



## 5 自殺の現状

### (1) 本市における自殺の現状について

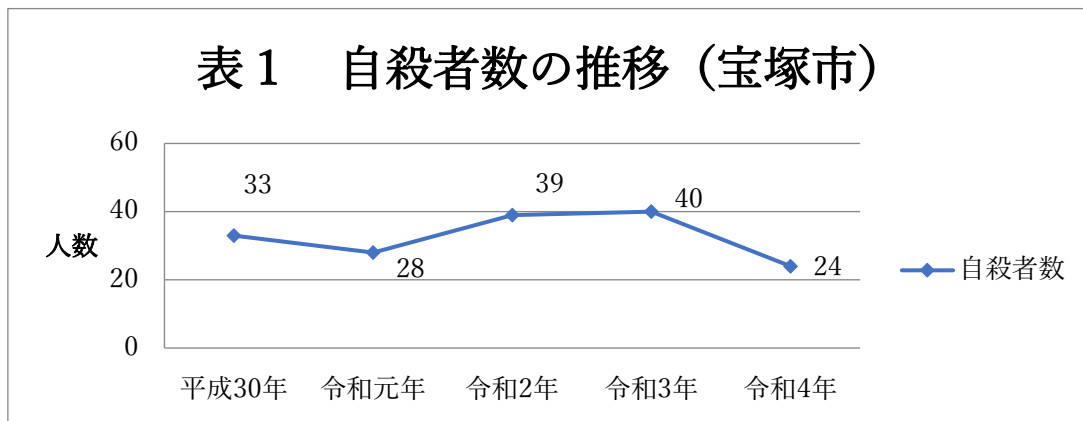
本市における自殺の現状について、国が作成した「地域における自殺の基礎資料」の自殺者数を参照し、下記のとおり示しました。本市は「4 計画の目標(数値目標)」で示したとおり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目標としているため、年代等の属性に基づき分類したうえで、今後重点的な支援を必要とする属性を示しています。なお、母数が比較的少ないこと等により、本市のデータだけでは統計的な分析を行うことが難しい場合もあるため、全国的な傾向等を踏まえて作成された「自殺総合対策大綱」等を活用することにより、自殺対策が効果的に行われるよう取り組みます。

#### 「地域における自殺の基礎資料」の集計方法

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室が、警察庁から提供を受けた自殺データに基づき、全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計しました。

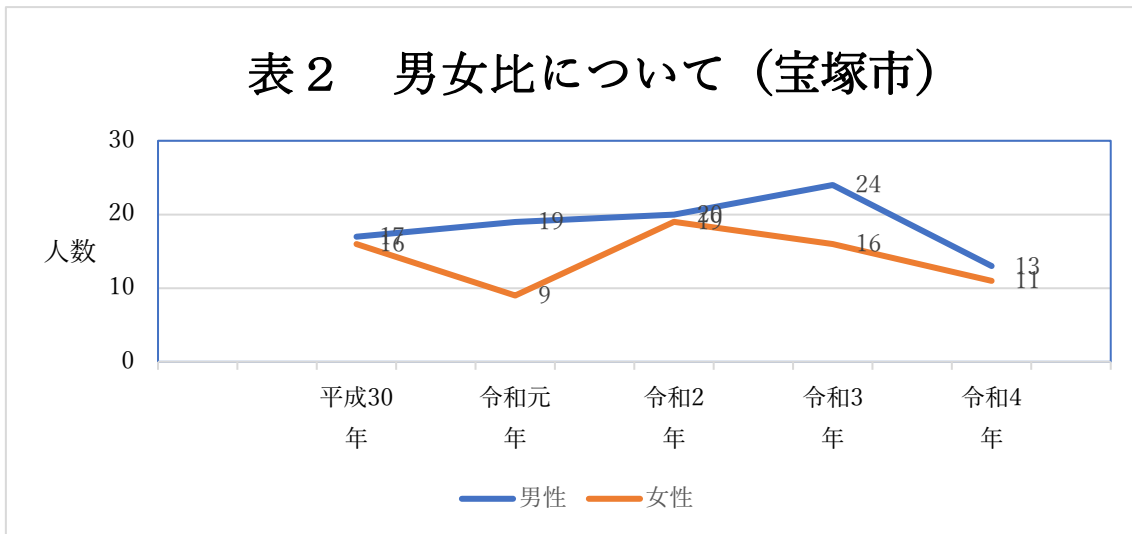
(出典：厚生労働省ホームページ「地域における自殺の基礎資料」の利用に当たって)

### (2) 自殺者数の推移



令和2年(2020年)と令和3年(2021年)については、新型コロナウイルス感染症の流行時期であり、自殺者数は例年より多い状況でしたが、令和4年(2022年)は一転して減少しています。今後も減少傾向が続くよう、積極的に対策を推進していきます。

### (3) 男女別自殺者数

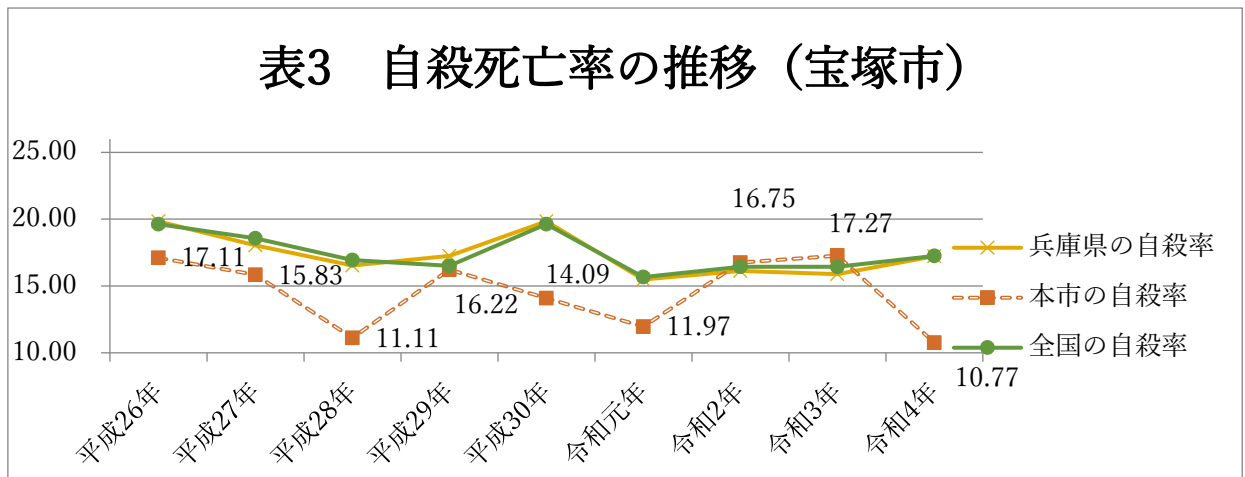


※ この表における男女は、生物学的な意味での男女であり、いわゆる性自認の性とは異なっている可能性もあります。

自殺者数を男女別に見ると、毎年、男性の方が多い状況が続いています。令和4年（2022年）については、ほぼ同数になっていますが、全国的には女性の自殺者は増加傾向にあり、今後も推移を注視していく必要があります。

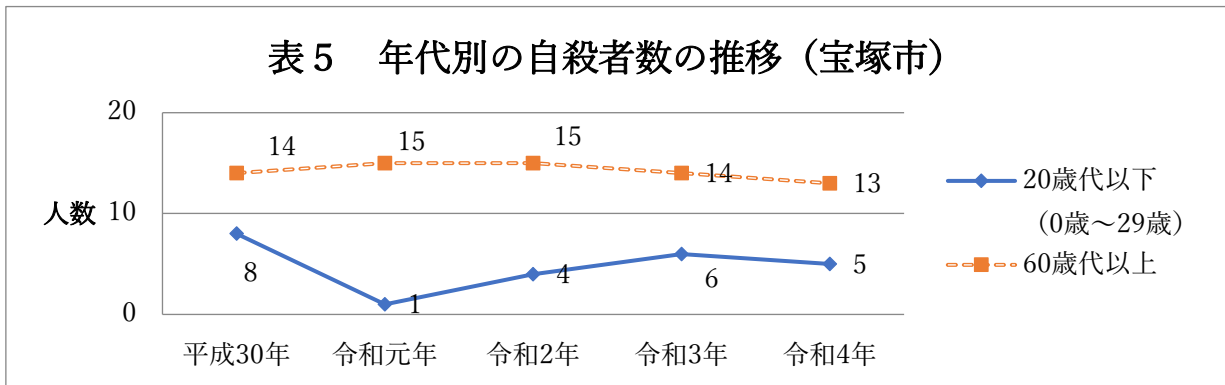
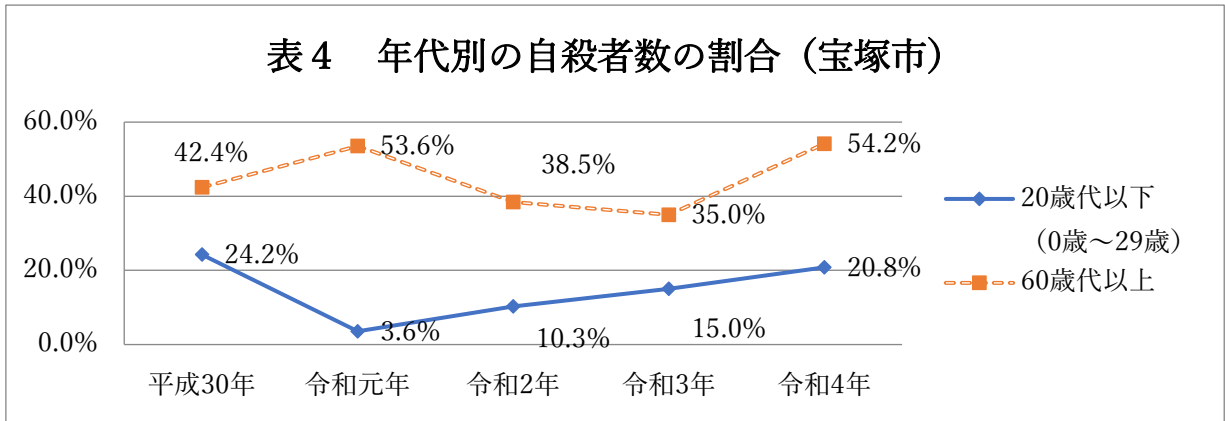
### (4) 自殺死亡率の推移（全国、兵庫県との比較）

（※自殺死亡率は人口10万人対です）



平成29年（2017年）以降、全国や兵庫県の自殺死亡率と同水準もしくは低い水準で推移しています。しかし、令和4年（2022年）の自殺者数の減少が今後も続いていくのか、経過を注視する必要があると考えており、引き続き自殺対策を積極的に推進する必要があります。

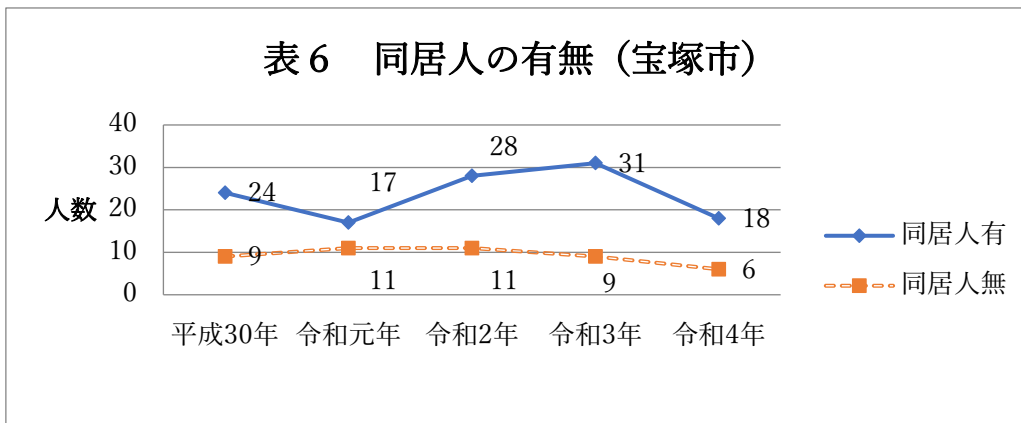
(5) 年代別の自殺者数の推移と割合  
 (20歳代以下(0歳~29歳)、60歳以上の推移と割合)



平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までの60歳以上の自殺者数の割合は、約40%から50%となっており、今後も「高齢者への支援」を重点施策として、自殺者数の減少につながるよう取り組む必要があります。

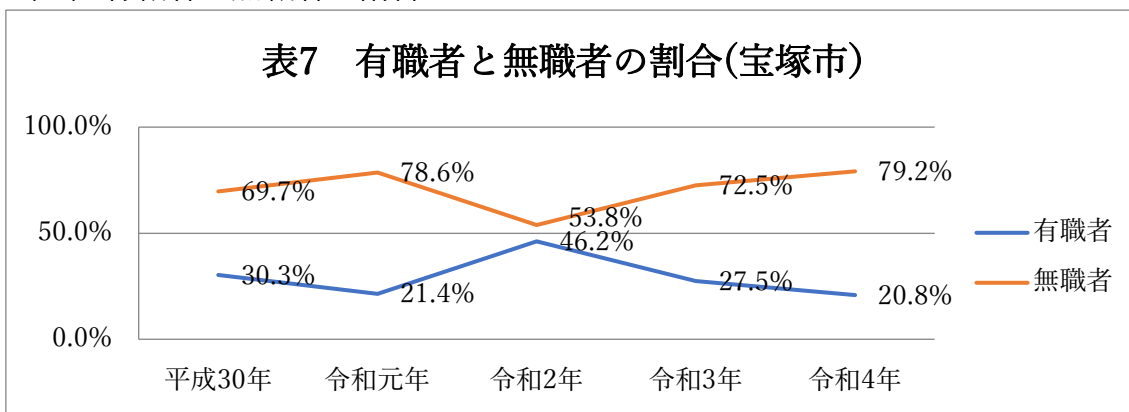
また本市において20歳代以下(0歳~29歳)の割合は、令和元年(2019年)以降は、右肩上がりとなっています。全国的に近年、若者の死因の1位が「自殺」となっていることや、令和4年(2022年)には小中高生の自殺者が過去最多となっていることなど、「子ども・若者への支援の推進」についても引き続き重点施策とする必要があります。

(6) 同居人の有無



各年の増減はありますが、5年連続で「同居人有」の人数が「同居人無」の人数を上回っています。同居人がいても「悩み」を抱えたままになっていることも考えられ、相談窓口の周知に加えて、周囲の人の「気づき」の力を高める必要があります。

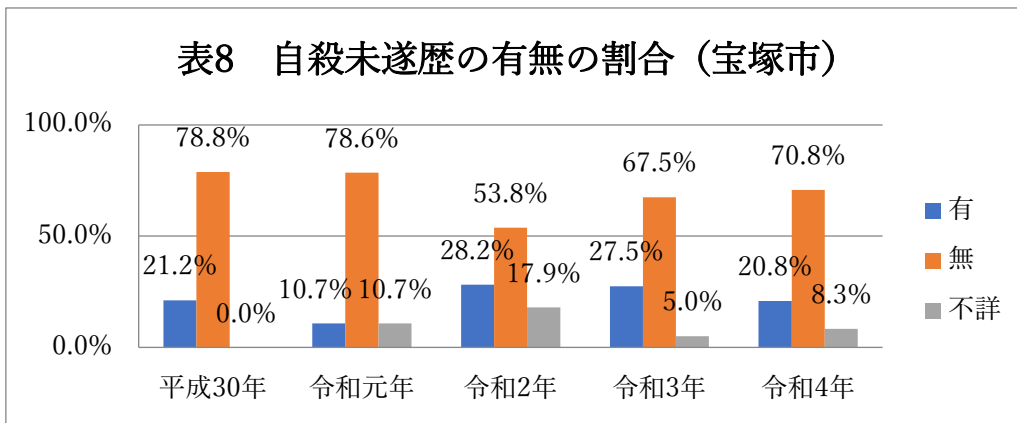
(7) 有職者と無職者の割合



「有職者」と「無職者」の割合は、全ての年において有職者の割合が低くなっていますが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年(2020年)は「有職者」と「無職者」の割合の差は減少しました。しかし、令和3年(2021年)以降は、再びその差は大きくなっています。

有職者については、パワーハラスメントが社会問題となっているほか、仕事の失敗、職場の人間関係、雇用が不安定などの不安、悩みがストレスにつながっている可能性があり、支援は不可欠です。今後も重点施策として「勤務・経営問題に関わる自殺に対する対策の推進」を図ることにより「有職者」の支援を行うとともに、「生活困窮者を支援する制度等と自殺対策の取組との連動性の向上」を図ることにより「無職者」の支援を行う必要があります。

(8) 自殺未遂歴の有無



本市の自殺未遂歴有の割合は 20%台で推移しており、積極的な未遂者支援が必要と考えられます。医療機関を含めた関係機関による連携体制をより強化し、ネットワークづくりにより、継続的な支援が提供できるよう推進します。

(9) 本市の自殺未遂者への支援

集計を取り始めた令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）11月未現在の自殺未遂者支援人数は、小計で77人となっており、内訳としては女性が61人、男性が16人となっています。年代は40歳代が最も多く、次いで10歳代となっていますが、他の世代も10歳代と大きく変わらない人数となっています。

また、最も少ないのは60歳以上で5人となっています。これは60歳以上の方が自殺行為に及んだ際には、未遂に留まらず、既遂に至ってしまっているということも考えられるため、特に高齢者については、行為に及ぶ前に変化に気づき、声を掛けていく必要があると考えています。また、男女別では約8割が女性であることが特徴的であり、女性に対する支援を充実させることが、自殺者の増加防止に繋がるとも考えられます。

一方で、中高年男性の自殺者が例年全国的に一番多いということを考えると、男性は相談などの支援を求めにくい傾向にある、もしくは一度の自殺行為で既遂に至ってしまっている可能性が高く、そういった男性への支援についても充実させていく必要があると考えています。

自殺未遂者への支援を行う際の連携先としては市内の関係部署だけでなく、医療機関、宝塚健康福祉事務所（保健所）、児童相談所、地域包括支援センター、相談支援事業所などに拡がっており、専門職を中心とした継続的な支援を心掛けています。

○宝塚市自殺未遂者支援人数・男女別

(令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)11月末現在 累計)

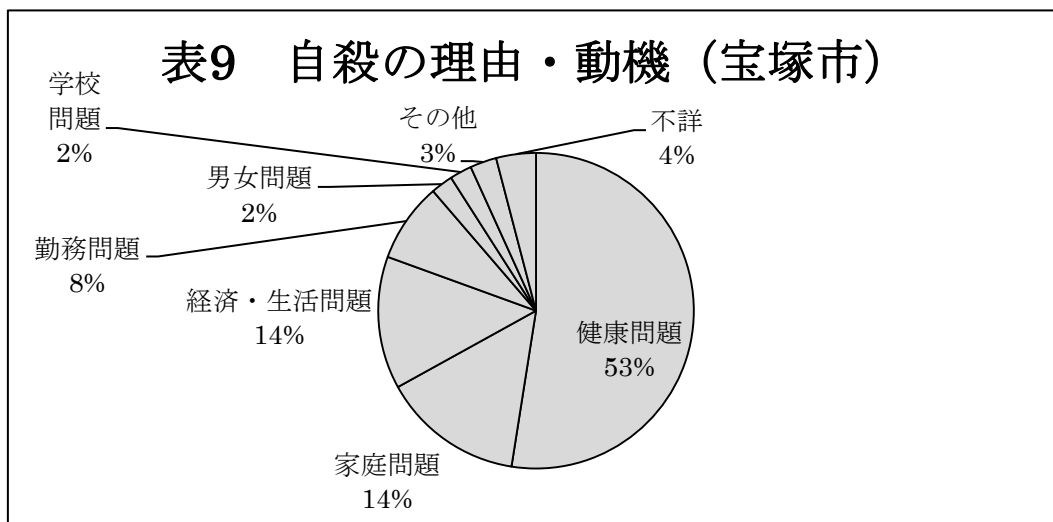
男性	女性	計
16人	61人	77人

○宝塚市自殺未遂者支援人数・年代別

(令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)11月末現在 累計)

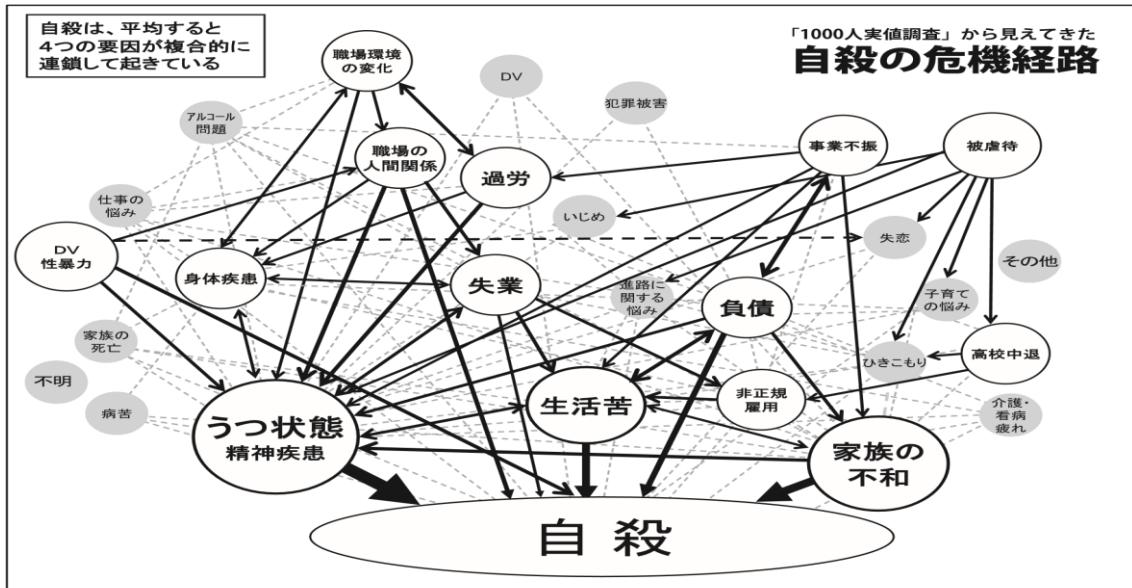
10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
15人	13人	10人	23人	11人	5人	77人

(10) 自殺の理由・動機



平成30年(2018年)から令和4年(2022年)までの自殺者の理由・動機については、全国的な傾向と同様に「健康問題」が最も多く、続いて「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。

それぞれの悩みに合わせた相談窓口が設置されているということを積極的に周知し悩みを抱えている人や周りの人が相談できるように取り組む必要があります。



(自殺の危機経路イメージ図：出典『自殺実態白書 2013 年 (NPO法人ライフリンク発行)』)

## 6 第1期計画の総括

### 【令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）】

前述のとおり、令和4年（2022年）の本市の自殺者数は24人となっており、年間26人以下としていた、第1期計画当初の目標値を一時的に達成していますが、引き続き自殺者ゼロを目指して取り組む必要があります。

全国の自殺者数は、令和元年（2019年）まで減少傾向でしたが、令和2年（2020年）には増加に転じ、令和4年（2022年）まで増加が続いています。本市でも、令和2年（2020年）に自殺者が増加したことは全国と同じ傾向でしたが、令和3年（2021年）はほぼ同数で、令和4年（2022年）には大きく減少しており、全国の傾向とは異なっています。

令和2年（2020年）・令和3年（2021年）に自殺者数が増加したことについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が少なからずあったのではないかと推察しています。

また、本市の特徴的で大きな数字となっている、60歳以上の自殺者数については、全国では増加しているとはいえ、こちらも全国の傾向とは異なっています。今後も、全国の傾向については、注視していく必要がありますが、本市の傾向に合わせた対策が必要であると考えています。

## 7 基本方針

この計画の基本方針は、「自殺総合対策大綱」で示されている「自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、本市が自殺対策を推進するために必要な「基本的な考え」を示したものです。

基本方針1 自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します

- (1) ひとりひとりの「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します
- (2) 社会全体の自殺リスクを低下させます

基本方針2 関連施策との連携による総合的な対策を推進します

- (1) 様々な分野の生きる支援との連携を強化します
- (2) 地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を強化します
- (3) 医療、保健、福祉、教育等の各関係機関の連携を強化します

基本方針3 自殺対策に係る個別の施策をレベルや段階に応じて整理し、推進します

- (1) 「社会制度」「地域連携」「対人支援」の3つのレベルがあることに着目し、支援を推進します
- (2) 「事前対応」「自殺発生の危機対応」「事後対応」の3つの段階があることに着目し、支援を推進します
- (3) 「事前対応」より前段階の支援として、「SOSの出し方に関する教育」に加えて、「子どものSOSをしっかりと受け止める」ための取組を推進します

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進します

- (1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という理解を深めるための啓発を行います
- (2) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進します

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します



## 8 施策体系

本市の自殺対策関連施策の整理にあたっては、国の「いのち支える自殺対策推進センター」（旧自殺総合対策推進センター）が策定した「地域自殺対策政策パッケージ（平成 29 年（2017 年）12 月策定）」の考え方を参考に策定しています。それぞれの施策が重要であるため、重要度に差がある訳ではありませんが、特に「10 重点施策」については重点的に取り組む必要があると考えています。

## 9 基本施策

国の「いのち支える自殺対策推進センター」（旧自殺総合対策推進センター）が策定した「地域自殺対策政策パッケージ」の中の基本パッケージには、「全国的に実施されることが望ましい施策群」が示されているため、これに沿って本市の基本施策を定めました。

### 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 市役所内等のネットワークの強化
- (2) 専門職が連携することによるネットワークの強化
- (3) 地域の支援者等とのネットワークの強化

### 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 市職員をはじめとした、様々な職種を対象とする研修
- (2) 地域の支援者をはじめとした「市民」に対する研修

### 基本施策 3 市民への啓発と周知

- (1) リーフレット等の作成と周知
- (2) 講演会の開催
- (3) 広報たからづかやホームページを活用した啓発活動
- (4) 地域や学校と連携した情報の発信

### 基本施策 4 生きることの促進要因への支援

- (1) 居場所づくり
- (2) 自殺未遂者等への支援
- (3) 家族を自殺で亡くした遺族（自死遺族・自死遺児）等への支援

## 10 重点施策

基本施策と同じく「地域自殺対策政策パッケージ」の重点パッケージや「自殺総合対策大綱」の内容に基づき、「子ども・若者」「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」「<sup>がい</sup>障害者（児）」「性的マイノリティ」に関わる支援を重点施策として定めてきましたが、本計画から「女性」に関わる支援を新たに追加し重点施策として決めました。

### 重点施策1 子ども・若者への支援の推進

- (1) 子ども・若者への支援を推進します
- (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します
- (3) 子どもの養育に関わる保護者等への支援体制を強化します
- (4) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進します
- (5) 若年無業者への支援の充実を図ります

### 重点施策2 困難な問題を抱える女性への支援の推進

- (1) 産後うつや育児不安の状況
- (2) 妊産婦期・乳幼児期の支援の充実を図ります
- (3) 子どもの養育に関わる保護者等への支援体制を強化します【再掲】

### 重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺に対する対策の推進

- (1) 労働者が問題を抱えたときに相談できる、労働問題相談を実施します
- (2) 健康に安心して働くことができる環境づくりに向けた啓発を行います

### 重点施策4 生活困窮者を支援する制度等と自殺対策の取組との連動性の向上

- (1) 「生きることの促進要因」が増えるように支援します
- (2) 支援に繋がっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進します
- (3) 多分野の関係機関が連携・協働することを推進します

#### 重点施策5 高齢者への支援の推進

- (1) 高齢者向けの各種情報に関する周知を進めます
- (2) 高齢者に対する支援者の「気づき」の力を高めます
- (3) 高齢者の「生きることの促進要因」が増えるように支援します
- (4) 高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援を推進します
- (5) 正しいメンタルヘルスの知識の啓発を行います

#### 重点施策6 障害者（児）への支援の推進

- (1) 障害者（児）と支援者向けの各種情報に関する周知を進めます
- (2) 障害者（児）や家族に対する支援者のスキルアップを図ります
- (3) 障害者（児）が、安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進し、「生きることの促進要因」が増えるように支援します

#### 重点施策7 性的マイノリティへの支援の推進

- (1) 市民の理解促進と自分らしい生活の実現により、「生きることの促進要因」が増えるように支援します
- (2) 保育所（園）、幼稚園、学校における取組を推進します
- (3) パートナーシップ制度を推進します

## 11 自殺対策の推進体制等

### 1 自殺対策の推進体制

#### (1) 宝塚市自殺対策推進本部

市長が本部長、副市長が副本部長を務め、庁内の全部局の長が委員となる推進本部を設置します。本市の自殺対策が全庁的な取組となるように推進し、全職員が自殺対策に携わっていると自覚するように取り組みます。推進本部の下部組織として、宝塚市自殺対策庁内連絡会議を設置するものとします。

#### (2) 宝塚市自殺対策庁内連絡会議

市役所内の自殺対策との関連性がある課の長が委員となる会議です。各課の職員が横断的な取組を行うための具体的な体制整備を行います。また、自殺対策における意見交換等を行い「解決に向けて優先して取り組むべき課題」等の協議を行います。

#### (3) 作業部会（宝塚市自殺対策庁内連絡会議が設置）

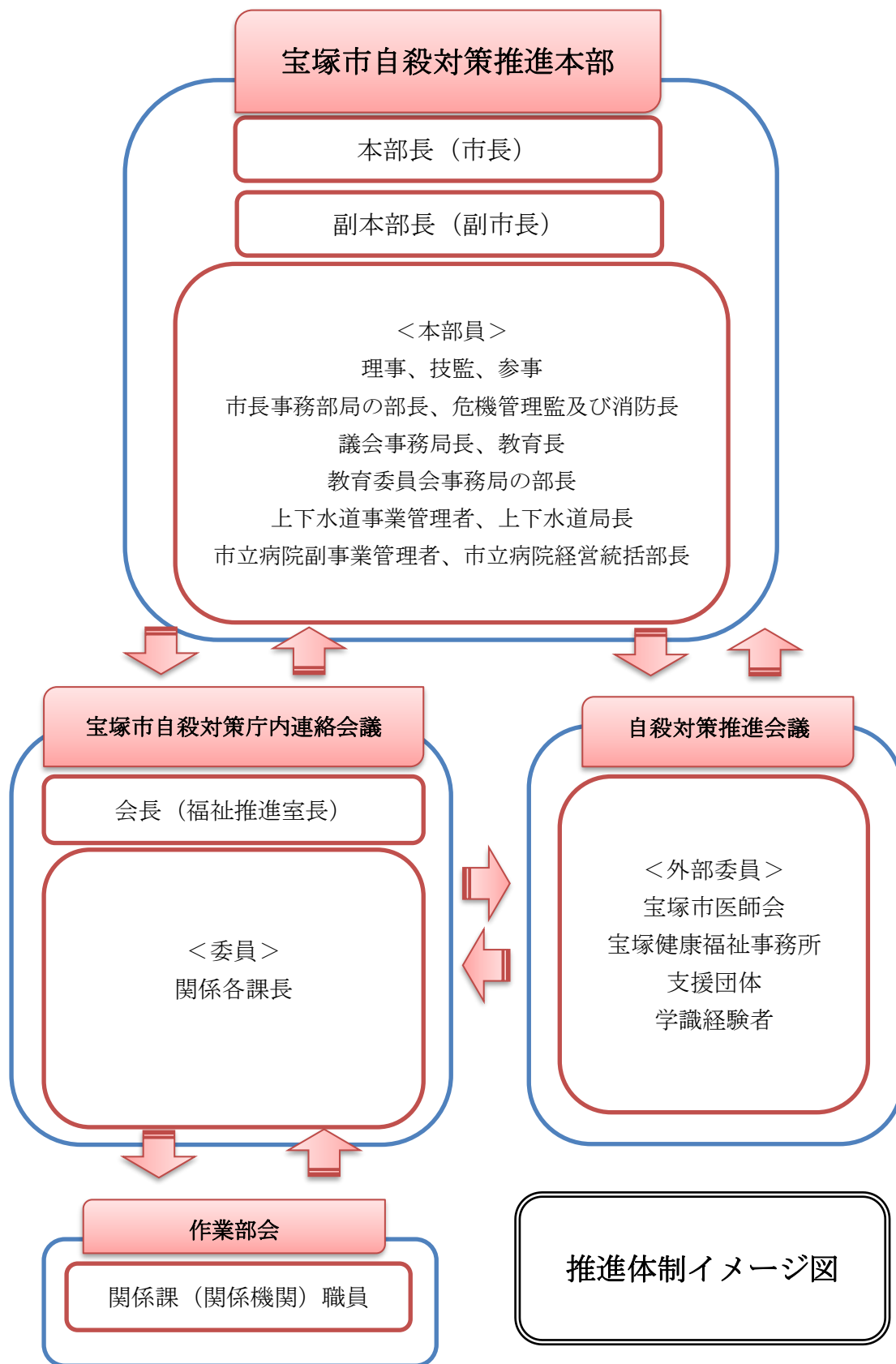
宝塚市自殺対策庁内連絡会議で協議された、「優先して取り組むべき課題」の解決に向けた、より具体的な協議を行うために、必要に応じて作業部会を設置します。「優先して取り組むべき課題」に応じて庁内の関係課職員が委員となり、必要に応じて、外部の関係機関職員も参加します。

#### (4) 宝塚市自殺対策推進会議

自殺対策における知識経験者で構成され、宝塚市の自殺対策の推進について意見や助言を求めるために設置します。

#### (5) 自殺対策推進におけるコーディネーター

国が作成した「市町村自殺対策計画策定の手引き」には、「コーディネート役を担う専任部署の設置や専任職員の配置」のページで「自殺対策の担当は、対人支援の現場に詳しい保健師等と、一般職員とをバランスよく配置することが望まれます」と示されています。本市においても、保健師等と一般職員（事務職員）が連携し、適切なタイミングで、対応ができるように、自殺対策推進におけるコーディネーターの配置を検討します。



## 2 策定の経過

### (1) 宝塚市自殺対策庁内連絡会議

	開催日	主な議題
第1回	令和5年(2023年) 8月1日	自殺対策計画策定の方向性と今後のスケジュールについて
第2回	令和5年(2023年) 11月1日	自殺対策計画策定について(作業部会からの報告・計画素案の承認)

### (2) 宝塚市自殺対策庁内連絡会議計画策定作業部会

	開催日	主な議題
第1回	令和5年(2023年) 9月4日	事業の棚卸しについて庁内連携について 人材育成(研修)の方法について
第2回	令和5年(2023年) 9月12日	重点施策における関係3課との小委員会として実施
第3回	令和5年(2023年) 10月6日	小委員会からの報告を含め、各事業内容等の確認

### (3) 宝塚市自殺対策推進会議

	開催日	主な議題
第1回	令和5年(2023年) 6月14日	自殺対策計画策定の方向性と今後のスケジュールについて
第2回	令和5年(2023年) 10月24日	自殺対策計画策定に向けて(計画素案への意見)

## 12 資料

○宝塚市自殺対策推進会議委員名簿（令和5年（2023年）4月1日現在）

	氏 名	役 職 名
委員 (会長)	富澤 宏輔	大阪人間科学大学講師（精神保健福祉士・社会福祉士）
委員	栗田 義博	宝塚市医師会 会長（医師）
委員	弘中 照美	（元）NPO 法人自死をなくす会コアセンター・コスモス代表理事
委員	澤井 登志	一般社団法人メンタルさぼーたーずL a b o代表理事
委員	野原 秀晃	宝塚健康福祉事務所長兼宝塚保健所長（医師）

○宝塚市自殺対策庁内連絡会議構成員（令和5年（2023年）4月1日現在）

部 名	役 職 名
企画経営部	市税収納課長、広報課長
市民交流部	市民相談課長、国民健康保険課長、医療助成課長
総務部	人材育成課長、人権男女共同参画課長
健康福祉部	地域福祉課長、高齢福祉課長、介護保険課長 健康推進課長、障害（がい）福祉課長 基幹相談支援センター担当課長 生活援護課長、せいかつ支援課長
子ども未来部	家庭児童相談課長 子ども総合相談課長
産業文化部	商工勤労課長、消費生活センター所長
消防本部	救急課長
学校教育部	学校教育課長、教育支援課長、青少年センター所長
経営統括部	地域医療担当課長

